

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	13 件

北海道国民年金 事案 1374

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月

国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に納付してきたので、申立期間について、夫のみが納付済みになっているのに、私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月ごろ夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間を除き、49年4月から平成14年3月までの納付記録は、未納期間も含め、納付済期間及び免除期間のすべてにおいて、申立人及びその夫は同一記録となっている。

また、申立人の昭和60年4月から61年5月までの納付済期間のうち、納付月が分かるものについては、夫婦同一月に納付されていることが確認できる上、申立人の夫は、申立期間の保険料を61年3月に納付していることから、申立人のみ申立期間の保険料が納付されなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

私は、昭和36年4月に加入した国民年金手帳を持っており、40年12月24日に同手帳の再発行を受けていることは、国民年金保険料の納付が継続されてきた証拠となる。

年金をもらう手続に行った時に、申立期間が未納期間となっていることが判明したので、社会保険事務所に再調査を依頼したが、納付記録が無いとの回答であり承服できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年5月ごろに払い出されていることが推認されるものの、国民年金手帳記号番号払出簿には、「取消」と表示されている上、社会保険庁のオンライン記録は無い。

また、申立人が所持する昭和40年度分からの検認台紙が付いた国民年金手帳は、昭和40年12月24日に再発行されていることが確認できることから、取消しがされたのは同日以降と考えられるが、申立人は申立期間当時、強制加入被保険者であり、申立人の国民年金被保険者資格が取り消される理由は無く、行政側に不適切な処理があったものと推認される。

さらに、申立人が全く保険料を納付しないまま、国民年金手帳の再交付を受けることは考え難く、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの期間については、以前に紛失した国民年金手帳により、出張所で保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは無い。

しかし、申立期間のうち、i) 昭和36年4月から38年3月までの期間につ

いは、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は明確でなく、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、未加入期間であったと考えられること、
ii) 40年4月から47年3月までの期間については、40年12月24日に再発行された国民年金手帳によると、当時は、印紙を国民年金手帳に貼付し、検認印を押印することにより保険料を納付する仕組みとなっていたところ、申立人の所持する手帳には、検認印が押印されておらず、また、検認台紙が切り離されていないことが確認できることから、保険料納付は行われなかったものと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間及び同年12月から57年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月から56年3月まで
② 昭和56年12月から57年2月まで

私は、A省B局を退職しC県の実家に戻り、期間雇用により厚生年金保険と国民年金の加入を繰り返しており、その切替手続及び国民年金保険料の納付は、私の母親が行ってくれたはずである。納付方法は、地元の婦人会が集金に訪れていたため、母親が私の保険料も一緒に納付していたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、昭和48年11月に国民年金に任意加入してから60歳到達時まで未納期間は無の上、56年9月から59年9月まで申立人と同居していた申立人の弟の国民年金保険料もすべて納付されていることが確認できることから、申立人の母親の国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、両申立期間を除き、申立人の厚生年金保険と国民年金の切替手続は十数回行われているが、この間に未納は無い。

一方、申立人の国民年金加入手続に係る申立人の母親の記憶は明確でないところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年3月に払い出されていることから、この時期に加入手続が行われたものと推認でき、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間と同様に短期の国民年金被保険者期間であった57年6月及び58年3月の保険料が58年4月12日に現年度納付されていることが確認できる。

さらに、昭和 58 年 3 月時点で両申立期間の保険料は過年度分となるが、申立人の実家のあった C 県 D 村（現在は、E 町 D 地区）では、管轄社会保険事務所から過年度納付書を預かり、発行していたと回答していることから、申立人の国民年金加入手続が行われた際に、申立期間①のうち過年度納付が可能であった 56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間②の過年度納付書が発行されたものと考えられ、当該保険料をその母親が納付したものと推認することが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 12 月から 57 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月31日から同年8月1日まで

昭和46年3月から58年7月31日までA市B事業所の職員として継続して勤務した後、翌日の同年8月1日からはC社D事業所の職員として勤務したことから、厚生年金保険の加入記録に空白は生じないはずであるが、社会保険事務所の記録においては、A市B事業所に係る被保険者資格喪失日が同事業所における退職日と同日の58年7月31日と記録されており、厚生年金保険の加入記録に欠落が生じているので、当該資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA市B事業所における厚生年金保険被保険者原票及び同事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書のいずれにおいても、申立人の同事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和58年7月31日であることが確認できる。

しかしながら、申立人は「昭和58年7月31日にA市B事業所を退職し、翌日からC社D事業所の職員となった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、A市B事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した翌日の昭和58年8月1日において、C社D事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、及びA市B事業所に照会したところ、「当事業所では、月末を退職日とする慣例となっていたことから、

申立人の退職日が 58 年 7 月 30 日であったとは考え難く、申立人の申立てどおり、同年 7 月 31 日をもって当事業所を退職したはずである。」と回答していることを併せて判断すると、申立人が申立期間において A 市 B 事業所に継続して勤務し、同年 7 月 31 日をもって同事業所を退職したと考えられる。

また、社会保険事務所の記録により、A 市 B 事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる 4 人のうち月末に退職した 3 人のいずれもが、同事業所における被保険者資格喪失日は翌月 1 日となっていることが確認できることから、申立人についてのみ、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が月末とされていることは不自然である。

さらに、A 市 B 事業所では「申立期間に係る厚生年金保険料については、当月控除であることから、申立期間について給与から控除していなかったとは考え難い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において A 市 B 事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 市 B 事業所における昭和 58 年 6 月の社会保険事務所の記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A 市 B 事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより、申立人に係る被保険者資格喪失日は昭和 58 年 7 月 31 日であることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の 58 年 7 月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1585

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

昭和46年4月1日にA社に入社し、平成17年7月31日まで継続して同社に勤務していた。この間、昭和48年10月5日から51年3月31日まで同社C支店に勤務し、同年4月1日から同社本店D部に異動となったが、この時に厚生年金保険の加入期間に1か月間の空白が生じているので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管している職員名簿の写し及び発令通知の写しにより、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年4月1日にA社C支店から同社本店D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和51年2月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月

の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成12年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年12月1日、資格喪失日に係る記録を13年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立期間の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から13年2月1日まで

平成12年11月からA社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、13年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになる。

平成12年12月分の給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録、A社が保管している人事記録及び賃金台帳の記録によると、申立人が同社に平成12年12月1日から勤務し、同年12月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったことを認めていることから、事業主が申立人の資格取得日を平成13年2月1日として届出をした結果、社会保険事務所は申立人に係る12年12月の保険料の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成12年11月1日から同年12月1日までの期

間について、事業主は「人事記録では入社日が平成12年12月1日になっており、賃金台帳においても、同年11月分の給与は支給していない。」と述べている上、社会保険事務所の記録から申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できる者に照会したが、申立人の勤務実態を確認できる供述が得られない。

なお、雇用保険の加入記録においても、被保険者資格取得日は同年12月1日となっている。

このほか、当該期間における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 また、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年2月1日までの期間について、申立人は、雇用保険の加入記録及び人事記録により、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、賃金台帳の記録によると、当該期間の厚生年金保険料は控除されておらず、事業主も「事務処理上のミスなど何らかの事情により、厚生年金保険の被保険者資格取得手続きが遅れ、平成13年1月分の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と述べている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成12年11月1日から同年12月1日までの期間及び13年1月1日から同年2月1日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1587

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成16年2月から同年8月までは11万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
申立期間について、給与明細書で控除されている厚生年金保険料からすると、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、申立人が所持する給与明細書から、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成16年2月は16万円、同年3月は17万円、同年4月、同年5月及び同年8月は12万6,000円、同年6月及び同年7月は13万4,000円であるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は11万8,000円であることから、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円に訂正することが妥当である。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しによると、申立人の資格取得時の報酬月額は11万1,600円と記載されていることから、本来、標準報酬月額は

11万円と決定すべきであるところ、社会保険事務所が誤って11万8,000円と決定したことが確認できるが、同決定通知書には、「111,600円は「110千円」決定誤り」と記載されたメモが添付されている。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額が11万8,000円と記録されていたことが確認できるところ、申立人の資格取得時から約8か月後の平成16年10月25日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、申立期間について、事業主が当初届出た報酬月額（11万1,600円）に見合う標準報酬月額（11万円）に訂正されていることが確認できる。

以上のことから、当該標準報酬月額の訂正（11万8,000円から11万円に訂正）については、社会保険事務所から当該事業所への通知があったものと判断できるが、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳によると、当該標準報酬月額の訂正によって生じた厚生年金保険料の差額を申立人に還付した形跡は無い上、事業主も差額を申立人に還付したか否かは分からないと述べている。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（今回の記録訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る保険料納入告知額・領収済額通知書の写しを提出しているが、平成16年10月25日付けの標準報酬月額の記録訂正に係る申立人に係る保険料は、当該事業所がその後納付すべき保険料に充当されたものと考えられ、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、前述のとおり、当該事業所は申立人の報酬月額を11万1,600円と届け出たことが確認できることから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C支店）における資格取得日に係る記録を昭和24年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月25日から同年9月1日まで

A社には、昭和20年5月から58年10月まで継続して勤務していたのに、申立期間の加入記録が無い。社員名簿にあるとおり、申立期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店から提出のあった発令日が確認できる社員名簿及び当該事業所の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和24年8月25日にA社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和24年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月23日から同年4月1日まで

昭和39年3月16日、A社に入社し、継続して勤務していた。昭和46年4月1日に同社のB工場からC工場に異動になったが、B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失は同年3月23日となっており、1か月の空白がある。申立期間は、同社に継続して勤務していた期間なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(写し)、人事記録(写し)、辞令原簿(写し)、及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該事業所から提出のあった上述の辞令原簿(写し)によると、申立人は昭和46年3月15日付けでA社B工場から同社C工場に異動したとされているが、申立人と同様に同日付で別の事業所に異動した同僚が二人確認でき(一人はA社D工場から同社E支社に異動、他の一人は同社C支社から同社D工場に異動)、この二人は異動元の事業所において翌月1日である同年4月1日に、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる上、上述の賃金台帳(写し)によると、申立人の46年3月分の給与支給及び保険料控除(同社は当月控除)は、A社B工場

からされていることが確認できることから、A社B工場における資格喪失日を46年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和46年3月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

昭和42年4月にA社に採用となり、2か月間の本店勤務を経て、同年6月1日付けでC支店に異動となったが、厚生年金保険加入記録では、同年5月分が空白となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる(昭和42年5月20日にA社本店から同社C支店に異動)。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年6月1日であったことが確認できるが、当該事業所において同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるとともに生存が確認された3人に照会したところ、いずれも「申立人のことは記憶しており、C支店が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間は本店に籍を置いていたことは間違いない。」と供述している上、このうちの一人は自身の申立てにより記録訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できることを踏まえると、当時、同社では、同社C支店が同保険の適用事業所となる以前の期間において同支店に勤務していた者については、同社本店において同保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に

判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1377

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から54年3月まで
申立期間について、国民年金と厚生年金保険の重複加入による国民年金保険料の還付金を受け取った記憶が無い。
申立期間の還付の事実の有無を確認したい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、申立人が主張するとおり納付されていることが確認できるものの、当該期間は、厚生年金保険加入期間であり、国民年金との重複納付期間となるため国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されることに不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、還付処理されたことが還付金額と共に明確に記載されており、還付金額に計算上の誤りは無いなど、この記載内容にも不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事実も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いという以外に国民年金保険料の還付手続が申立人に対してなされていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月から10年4月まで

私は、平成9年2月にA社を退職する時に体調を崩していたため、同年3月ごろ健康保険任意継続手続と共に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料については、私自身が郵便局又は銀行窓口で納付書に現金を添えて納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続時期について、「A社を退職した翌月に健康保険任意継続手続と共に厚生年金保険から国民年金への切替手続も行ったはずである。」と供述しているが、申立人が所持している年金手帳、B市が保管する平成8年度から10年度までの国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録のいずれにおいても、申立期間に係る資格取得の記録は存在しておらず、納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立期間直後の平成10年5月から13年8月までの未加入期間について、申立人は、「その後に就職した事業所から『うちでは厚生年金保険に加入しない。』と言われたので、申立期間以降は国民年金には未加入である。」と述べているが、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格喪失を契機として国民年金に加入したと主張する申立人が、その後に就職した会社では、厚生年金保険に未加入となることを知りつつ、国民年金に加入しなかったとするのは、不自然である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について全く具体的な記憶が無いと述べるなど、申立期間に係る状況が不明確である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から50年6月まで

私は、昭和40年3月ごろA省B事業所を退職して間もなく、友人に勧められたことを契機にC市の区役所か出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料は、D銀行E支店（現在は、F銀行G支店）又は郵便局の窓口で納付書に現金を添えて納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料について、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年3月ごろB事業所を退職して間もなく国民年金に加入したと供述しているが、H共済組合への調査の結果、申立人の同共済組合の加入期間は21年12月20日から40年7月31日までであることが確認でき、申立人の供述内容とは一致しない。

また、申立人が昭和40年4月に国民年金に任意加入した契機は、その友人から「そのうち保険料額は300円になるけれど、あなたも加入しないか。」と言われたことであると供述している一方、「その後、実際に加入手続きを行ったかどうか記憶が定かではない。」と述べるなど記憶が不明確である上、保険料が月額300円になった時期は44年1月からであることが確認でき、申立期間の始期とする40年4月当時において、44年1月に保険料が300円になることは確定しておらず、申立人の申立内容には矛盾がみられる。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料の納付方法や申立期間中に転居した際の国民年金に係る住所変更手続きなどの具体的な記憶が曖昧である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は123か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金

保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1591

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月から 48 年 2 月 1 日まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 11 月 1 日まで

昭和 47 年 3 月に A 社に入社し、48 年 3 月まで B 業務に従事したが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、昭和 52 年 4 月に C 社に入社し、53 年 1 月まで B 業務に従事していたが、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から社会保険料が控除されていたと思うので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社に D 県内を担当する B 業務の E 職として勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所では、当時の資料が保存されていないとすることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等に関する関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は「自分は B 業務の F 職であり、入社後すぐに厚生年金保険に加入したが、B 業務従事者の中には入社後しばらく社会保険に加入していなかった者もいたように思う。」と供述しているところ、申立人と同様、D 県内を担当する B 業務の E 職従事者であったと供述する同僚 3 人は、社会保険事務所の記録によると、入社から相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうちの一人は「入社の数か月後から社会保険に加入したように思う。これに加入するまでの保険料控除について記憶は無い。」と供述していることから、当該事

業所では、職種、本人の意向等により、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行わなかった場合があったことがうかがわれる。

さらに、G厚生年金基金の記録によると、当該事業所における申立人の厚生年金基金の被保険者記録は、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人が保管する写真にはC社の社名が入った機器と申立人が写っているものの、申立期間②中に撮影されたことを特定することができず、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人の勤務期間について具体的に記憶していない上、当該事業所において申立期間②中に厚生年金保険の加入記録が確認できる連絡の取れた同僚7人のうち5人は申立人を記憶しておらず、残りの二人は申立人が当該事業所に勤務していたとするが、勤務期間について具体的な供述を得ることができない。

また、当該事業所は、当時の資料が保存されていない上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等に係る関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は当該事業所において、昭和52年11月1日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日と一致している上、申立期間②の直前の52年3月31日に別の事業所を離職後、申立期間②中に求職者給付金が支払われたことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1592

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社においてC業務担当として勤務したが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②については社員旅行の写真を持っているなど、間違いなく勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 37 年 4 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は「私は当該事業所でC業務を担当し、申立人に仕事を教えたことを記憶している。」としており、別の同職種の同僚も「申立人は見習として短期間勤務していたと思う。」と供述しているところ、D業務に従事していたとする同僚二人は、「学校を卒業後すぐに入社したが、半年程度の見習期間があり、その間、社会保険料は控除されていなかったと思う。」としている上、社会保険事務所の記録によると、当該同僚二人は、いずれも記憶する入社時期から相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人が保管する事業主及び同僚と写っている写真、事業主及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②中にB社（昭和38年10月3日からは、E社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、当該事業所は昭和54年12月13日に解散している上、事業主は当時の資料は保存していないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関係資料等を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和38年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、事業主は、「昭和36年1月に個人事業所として創業し、38年10月に法人化後、同年11月に厚生年金保険の適用事業所となるまで、給与から社会保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年11月1日に被保険者資格を取得している事業主を除く9人のうち連絡の取れた5人からは、申立期間②に社会保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 3 申立人が両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料も無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1593

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 10 日から 55 年 4 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月に A 社 B 事業所に C 職として、55 年 3 月 31 日まで住み込みで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間の一部の給与明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間に A 社 B 事業所（厚生年金保険は当時の適用事業所名称である A 社 D 事業所で一括適用）に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所では、当時の資料は保存されていないとしている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料等を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 53 年 10 月 10 月に厚生年金保険の資格を喪失し、同日に健康保険の任意継続被保険者となっている上、申立人が当該事業所の店主とする者を含む同僚 6 人も申立人と同日に当該事業所の厚生年金保険の資格を喪失し、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、前述の同僚 6 人のうち連絡の取れた同僚は「当時、事業主から経営が厳しくなったため従業員の社会保険の加入をやめるとの話があり、数名の従業員が厚生年金保険を含む社会保険の被保険者資格を喪失し、自分たちで健康保険のみ任意継続した。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚二人は、いずれも当該事業所における厚生年金保険

の加入記録が確認できない。

加えて、申立人が保管する申立期間の一部の給与明細書には、厚生年金保険料を控除された記載は確認できず、このほかに申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1594

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月から 43 年 9 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 4 月まで

申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社(現在は、C社)にそれぞれ勤務していたが、いずれの申立期間においても、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

いずれの申立期間においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①当時の事業主と社会保険事務担当者であったその妻の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①当時の事業主及び社会保険事務担当者であったその妻のいずれもが、「当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、A社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、これら2人及び申立人が名前を挙げた同僚1人の併せて3人についても、同様に、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立期間①当時の事業主及び社会保険事務担当者であったその妻は、いずれも「申立人はもとより、勤務していた職員に対して支給した給与から厚生年金保険料を控除したことは一度も無く、それぞれ国民年金に加入してもらっていた。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、兩人共に、国民年金制度が創設された昭和36年4月から60歳に到達するまで

国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は「政府管掌健康保険の被保険者として病院で受診したことから、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張しているが、D国民健康保険組合からの回答により、申立人は申立期間①において同組合の被保険者であったこと、及び前述の事業主と社会保険事務担当者であったその妻並びに申立人が名前を挙げた同僚1人の併せて3人についても、同様に、同組合の被保険者であったことがそれぞれ確認でき、申立人の申立内容とは符合しないことから判断すると、申立人が申立期間①において、A社で厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は「B社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であった。」と主張しているが、当該事業所は「当社は、昭和53年4月に開設されていることから、申立人が申立期間②において、当社に勤務していたということは有り得ない。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間②に係る加入記録は無く、申立人が当該期間において、求職者給付を受給していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、B社は昭和53年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、同日に同保険の被保険者資格を取得した55人全員について、申立期間②における同保険の加入記録は無いこと、及びこのうち二人は、申立期間②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがそれぞれ確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、前述の55人全員について、B社での厚生年金保険の被保険者資格取得に係る社会保険事務所の事務処理は、昭和53年5月24日に行われていることが確認できるところ、社会保険事務所の記録及び雇用保険の被保険者記録により、同日において、申立人が当該事業所とは異なる事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、B社は、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について「開設以前の期間であるにもかかわらず、申立人に対し給与を支給し、厚生年金保険料を控除することは有り得ない。」と供述している上、前述の55人のうち申立人が名前を挙げた3人に照会したところ、回答が得られた2人は、共に「私は、B社が開設された昭和53年4月から勤務を開始したので、申立期間②は当該事業所に勤務しておらず、当然に給与の支給も受けていない。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間②において、B社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

その上、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者資

格を取得した記録は無く、一方、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 両申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1595

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。

昭和 36 年に高校を卒業し、A社B支店に勤務した。当時の資料は残っていないが、勤めていた時に厚生年金保険に加入していた記憶があるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する申立人の人事記録及び申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、D社に照会したところ、「当社は昭和 62 年 4 月 1 日に新会社となっているため、A社時代に関する資料等が無く、申立人の勤務状況等については不明である。」と回答している。

さらに、C社に照会したところ、申立人に係る人事記録の提出があり、同社は「申立人の申立期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 31 日までの期間は、当該人事記録では身分を確認することができないが、同年 2 月 1 日が退職手当起算日となっていることから、この期間は臨時雇用員の身分で在籍していたものと思慮される。また、申立人は 37 年 4 月 1 日に試用員発令がなされ、同年 6 月 1 日に職員発令がなされている。」と回答している上、「当時の臨時雇用員や試用員については、A社職員に適用された共済組合員資格が付与

されていなかった。当時のA社が、臨時雇用員や試用員に係る厚生年金保険の加入について定めた規程の施行が昭和38年10月1日であることから、申立期間は、当該事業所が同規程に基づいて厚生年金保険適用事業所としての届出を行う以前の期間であるため、厚生年金保険の記録が確認できないのは、そのことが事由と思われる。」との回答があり、ほかに当該事業所が申立期間当時、厚生年金保険の適用を受けていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚5人に照会したところ、回答のあった4人のうち、申立期間において当該事業所に勤務していたとする者は3人おり、いずれもが「申立人とは申立期間において一緒に勤務していた。また、当該期間に給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述しているものの、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない上、社会保険事務所の記録によると、当該同僚5人全員についても、申立人と同様に、当該事業所において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料もない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1596(事案 757 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から36年8月1日まで

社会保険事務所から、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金は受給していないので、第三者委員会に申し立てたところ、申立内容を認めることができない旨の回答をもらったが、どうしても納得ができない。もう一度調べてその結果を回答していただきたいので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示は無いが、その他の受給者にも、脱退手当金の支給を意味する表示が無いことに加え、申立期間の脱退手当金の支給額が法定支給額と1円相違しているが、その原因は、被保険者名簿からの転記又は手計算による事務処理の誤りと推測される上、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと、ii)申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月6日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は新たな資料、情報を提出することなく、「どうしても納得できない。もう一度調べてその結果を回答していただきたい。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委

員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和27年10月23日から28年1月20日まで
③ 昭和28年8月1日から同年9月30日まで
④ 昭和30年9月5日から32年3月1日まで
⑤ 昭和32年10月1日から35年1月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和27年5月1日から35年1月1日まで5か所の事業所に勤務した被保険者期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。私は脱退手当金という言葉聞いたことも無く、請求したことも受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年4月4日に支給決定されているほか、社会保険業務センターに保管されている厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和35年4月4日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自

然さうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1598

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月ごろから 47 年 2 月ごろまで

申立期間については、A事業所のB部門に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が所持している社員旅行の写真から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所を経営していたC社に照会したところ「関係資料も無く、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している。

また、申立人は、当該事業所には30人ぐらい従業員がいたと述べており、前述の写真にも申立人を含め18人写っているが、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるのは4人のみであり、このうち所在が判明した一人に照会したところ、「自分はC社の管理事務所に勤務していた。管理事務所では厚生年金保険に加入していたが、B部門勤務者が同保険に加入していたか否かは分からない。」と述べており、当該同僚の供述から他の3人の被保険者も管理事務所に勤務していた者であることが確認できる。

さらに、前述の同僚が記憶していたB部門勤務者及び申立人が一緒に勤務していたという同僚は社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は無いことから、当該事業所では申立期間当時、B部門勤務者は厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

加えて、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1599

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月8日から3年4月1日まで
申立期間については、A社（現在は、B社）に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している人事記録によると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ「申立期間当時、申立人は個人事業を経営しており、本人の都合により厚生年金保険の被保険者資格を取得していないと記憶している。また、給与は事業所へ支払っていたと記憶している。」と述べており、申立人が所持しているC社名義の預金通帳には、A社からの給与振込額が勤務期間中すべて月額25万円であることが確認できる。

また、人事記録の厚生年金保険及び雇用保険の欄は空白であり、健康保険欄には健康保険任意継続被保険者証の記号番号が記載されており、社会保険事務所の記録によると、申立人は平成元年2月14日から3年2月14日まで健康保険任意継続被保険者であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月から 32 年 1 月 1 日まで

申立期間は、A市に本社があるB社のC作業所に採用された際に、「当社と下請会社の従業員のもめ事により経営が悪化したため、同じ作業所のD社でE部門を担当してほしい。」と言われたのでそこで働き、約1年半後に作業が終了したので、F市のG社の下請けとして、同市H地区のD社のE部門で働いたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。B社の本社には行ったことが無く、D社は作業所だけで、I町J地区にあった社長の自宅が本社であった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A市に所在するB社及びK郡I町J地区に所在するD社が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録を調査しても、申立期間当時、両事業所が各申立ての地域に存在していたことは確認できなかった。

また、申立人にB社からD社に行くよう指示したとする者及びD社のE部門の責任者であったとする者は、いずれも、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないほか、申立人がD社の社長であったとする者は、社会保険事務所の記録によると、同姓同名の者が複数存在するため個人が特定できないとともに、当該同姓同名の者は、いずれも、申立期間においてD社において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いことから、これらの者から両事業所の状況、申立人の勤務状況等について確認することはできず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事

情は無い。

さらに、申立人は、「D社の社長は、I町の町長か村長であったと聞いたことがある。」と供述しているが、I町に照会したところ、「町史を確認したが、昭和46年の町制施行以前の歴代首長、及び30年に合併する以前の旧3村の歴代首長において申立人が挙げた者に該当する者はおらず、当時の町村の要職者にも該当は無かった。」と回答しており、当該社長を特定することはできなかった。

加えて、申立人がC地区において従事していたとするL事業について、M省N局O部に照会したところ、「P事業はQ事業所の担当である。」との回答があったため、Q事業所に照会したものの、「当時の資料は廃棄済みである。」との回答があり、当該事業の実施状況、受注業者等について確認することはできなかった。

一方、申立人がF市において従事していたとするR事業について、M省N局S部に照会したところ、当時、当該地域で実施された事業の多くをG社が受注していたことは確認できたものの、社会保険事務所の記録によると、同社は昭和48年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明であるため、当該事業の下請業者の状況等について確認することができない上、申立人が同社において同保険の被保険者であった形跡も無い。

その上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月から29年4月まで

申立期間はA社に勤務し、B業務等に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、給与から下宿代と共に控除されていた金額について事務担当者を確認したところ、保険料だと言われた記憶があり、同社を退職後、失業保険を受給したことも無いので、これは厚生年金保険料であったと思う。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する当時の写真及び申立人がA社でC職であったとする者の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、当時の資料は廃棄済みのため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかったほか、申立人が当時の事業主であったとする者は、既に死亡していることから、同人から申立人に係る勤務状況等について確認することもできない。

また、申立人が当該事業所の専務であったとする者に照会したところ、「申立期間当時は、従業員を採用してもすぐ辞める状況であったため、中途採用者は採用後すぐに厚生年金保険に加入させることは無く、半年から1年ほど様子を見てから加入させていた。申立人についての記憶は無いが、入社時期と勤務期間からみて、様子を見ている期間中に退職したものと思われる。また、同保険に加入させる前の期間において同保険料を給与から控除することは絶対に無かった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者5人に照会したところ、このうち中途採用者であったとの供述が得られた者は、「自分の厚生年金保険への加入及び健康保険証の受領は、いずれも入社後1年以上経過してからであった。入社後すぐに加入させてほしいと会社に申し入れたところ、社長と専務から、『中途採用者はすぐに辞める者が多いので、入社後1年は様子を見て、それから加入させる。これは会社の規則だから、嫌なら辞めてもらってもいい。』と言われたので、我慢して勤務していた。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録によると、同人は、自身が記憶する入社時期から1年3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、同人から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から同保険料が控除されていたことをうかがわせる供述も得られず、この一方で、当該5人のうち他の4人については、いずれも自身が記憶する入社時期が被保険者資格の取得時期と合致しているものの、このうち二人については年度当初の採用者であったとの供述が、他の二人については申立期間より前の昭和25年及び26年の採用者であったとの供述がそれぞれ得られたことを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、中途採用者について、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から14年4月1日まで

申立期間はA社B事業所にC職等を兼務しながら勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には代表者から強く望まれて勤務しており、また、自分が採用した職員には同保険の加入記録があると聞いているので、自分が加入していないのは納得できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成13年1月から14年4月までの賃金台帳、並びに申立人が同社B事業所で一緒に勤務していたとする複数の同僚、及び社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が、当該事業所にC職等として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当社が保管する申立人の平成13年1月から14年4月までの賃金台帳には、申立人がC職でありながら非常勤職員であったことを示す記載があり、当時の代表者も既に死亡しているため詳しい事情は分からないが、厚生年金保険に加入させていた一般の職員とは立場が異なっていたと考えられる。また、当該期間においては同保険料を給与から控除していない。」との回答があり、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける資料、供述等は得られなかった。

また、上述の賃金台帳によると、申立人が当該期間において給与から控除されていたのは、所得税及び親睦会費のみであり、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料はいずれも控除されていなかったことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所の事業主であった者及びその妻であった者は、いずれも、事業主が代表者を兼務していたA社D事業所において申立期間以前に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無いほか、申立人が一緒に勤務していたとする同僚のうち、業務部長であったとする者は、当該事業所及びD事業所のいずれにおいても厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

一方、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚12人のうち生存及び所在が確認された7人、及び社会保険庁のオンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者11人の合計18人に照会したところ、回答があった11人のうち二人については、社会保険庁のオンライン記録によれば、自身が当該事業所で勤務していたと記憶する期間の一部についてA社D事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるほか、他の一人については、自身が当該事業所で勤務していたと記憶する期間の一部について同社が運営するE事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるが、申立人は、申立期間において両事業所においても同保険の被保険者であった形跡が無い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成9年11月7日に申立人の夫の被扶養者の認定を受け、15年10月1日に同認定を解除されており、申立期間の大半において夫の被扶養者であったことが確認できる。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1603 (事案 50 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年から48年まで

申立期間はA社に勤務し、B社の下請けでC業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。社長の名前はD、専務の名前はEであった。

今回、F職がE氏であったことと、申立期間中に、社会保険に加入したことにより国民健康保険からの切替手続を行ったことを思い出した。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年9月1日であり、申立期間において当該事業所は適用事業所に該当していなかったこと、ii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人が「A社、G(個人事業主)」において49年5月1日から同年12月25日まで同保険の被保険者であったことは確認できるが、これは申立期間とは符合しないこと、iii) 社会保険事務所の記録により、申立人が、申立期間のうち48年5月19日から同年12月1日までの期間において当該事業所とは異なるH社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「F職がE氏であったことと、申立期間中に国民健康保険からの切替手続を行ったことを思い出した。」と主張しているが、申立人がF職及び取締役であったとする者に照会したものの、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったこと及び適用

事業所となる以前の期間において給与から同保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、国民健康保険からの切替手続についても、上述iii) のとおり、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得したH社に係るものであったと考えられるため、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。